

介護職員等処遇改善加算にかかる情報公開（見える化要件）

【令和6年度6月以降取得加算】

福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅰ

（対象事業所）

全事業所

（※但し、あゆみ保育園、筑前顕慈園 居宅介護支援事業所は除く）

【当法人における処遇改善に関する具体的な取組（賃金以外）】

1. 「入職促進に向けた取り組み」

・他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築

2. 「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」

・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等

3. 「両立支援・多様な働き方の推進」

・有給休暇が取得しやすい環境の整備

4. 「腰痛を含む心身の健康管理」

・短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施

5. 「生産性向上のための業務改善の取組」

・タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減

6. 「やりがい・働きがいの醸成」

・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善